2　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた発電用原子炉設置者は、毎週一回以上（核燃料物質が廃止措置対象施設内に存在する場合は毎日一回以上）、発電用原子炉施設の保全に従事する者に廃止措置対象施設について巡視させなければならない。

（発電用原子炉施設の保守管理）

第八十一条　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉の運転中及び運転停止中における発電用原子炉施設の保全のために行う点検、試験、検査、補修、取替え、改造その他の必要な措置（以下「保守管理」という。）に関し、発電用原子炉ごとに、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一　法第四十三条の三の五第一項の許可若しくは法第四十三条の三の八第一項の変更の許可に係る申請書若しくは法第六十二条の二第一項の規定により許可の際に付された条件を記載した書類又はそれらの添付書類に記載された発電用原子炉施設の性能が維持されるよう発電用原子炉施設の保守管理に関する方針（以下「保守管理方針」という。）を定めること。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

二　前号ただし書の場合においては、法第四十三条の三の三十四第二項の認可若しくは同条第三項において準用する法第十二条の六第三項の変更の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された発電用原子炉施設の性能が維持されるよう発電用原子炉施設（当該認可を受けた廃止措置計画においてその性能を維持すべきものとされる発電用原子炉施設に限る。）の保守管理方針を定めること。

三　［略］

四　前号に規定する保守管理の目標を達成するため、次の事項を定めた保守管理の実施に関する計画を策定し、当該計画に従って保守管理を実施すること。

イ　［略］

ロ　発電用原子炉施設の点検、試験、検査、補修、取替え及び改造等（以下この号において「点検等」という。）の方法、実施頻度並びに時期（発電用原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む（法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けたものを除く。）。）に関すること。

［ハ～ヘ　略］

［五～七　略］

2　［略］

（発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価）

第八十二条　［1～4　略］

5　前四項の規定は法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた発電用原子炉については適用しない。

（火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備）

第八十三条　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において火災が発生した場合における発電用原子炉施設（法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けたものであって、廃止措置対象施設内に核燃

2　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた発電用原子炉設置者は、毎週一回以上（核燃料物質が廃止措置対象施設内に存在する場合は毎日一回以上）、発電用原子炉施設の保全に従事する者に廃止措置対象施設について巡視させなければならない。

（発電用原子炉施設の保守管理）

第八十一条　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉の運転中及び運転停止中における発電用原子炉施設の保全のために行う点検、試験、検査、補修、取替え、改造その他の必要な措置（以下「保守管理」という。）に関し、発電用原子炉ごとに、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一　法第四十三条の三の五第一項の許可若しくは法第四十三条の三の八第一項の変更の許可に係る申請書若しくは法第六十二条の二第一項の規定により許可の際に付された条件を記載した書類又はそれらの添付書類に記載された発電用原子炉施設の性能が維持されるよう発電用原子炉施設の保守管理に関する方針（以下「保守管理方針」という。）を定めること。ただし、法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

二　前号ただし書の場合においては、法第四十三条の三の三十三第二項の認可若しくは法第四十三条の三の三十三第三項において準用する法第十二条の六第三項の変更の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された発電用原子炉施設の性能が維持されるよう発電用原子炉施設（当該認可を受けた廃止措置計画においてその性能を維持すべきものとされる発電用原子炉施設に限る。）の保守管理方針を定めること。

三　［同上］

四　前号に規定する保守管理の目標を達成するため、次の事項を定めた保守管理の実施に関する計画を策定し、当該計画に従って保守管理を実施すること。

イ　［同上］

ロ　発電用原子炉施設の点検、試験、検査、補修、取替え及び改造等（以下この号において「点検等」という。）の方法、実施頻度並びに時期（発電用原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む（法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けたものを除く。）。）に関すること。

［ハ～ヘ　同上］

［五～七　同上］

2　［同上］

（発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価）

第八十二条　［1～4　同上］

5　前四項の規定は法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた発電用原子炉については適用しない。

（火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備）

第八十三条　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において火災が発生した場合における発電用原子炉施設（法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けたものであって、廃止措置対象施設内に核燃